

◎政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第八条の二 （略）

（渡切りの方法による支出の禁止）

第八条の二の二 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員

（新設）

又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。

（報告書の提出）

第十二条 （略）

（報告書の提出）

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ～ヘ (略)

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年ににおける対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

月日

チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が五万円を超えるものについては、その年ににおける対価の支払のあつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

リ・ヌ (略)

二・三 (略)

2
4

一 すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ～ヘ (略)

ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年ににおける対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者によつて対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が二十万円を超えるものについては、その年ににおける対価の支払のあつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

リ・ヌ (略)

二・三 (略)

2
4

第十三条 (略)

(特定支出報告書の提出)

第十三条 (略)

第十三条の二 第十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定

(新設)

にかかわらず、政党の会計責任者は、当該政党に係る支出のうち、当該政党の政治的勢力の伸張、政策の立案又は調査研究を目的とする支出であつて、その支出を受けた者の氏名又は住所が明らかにされることにより当該政党の政治活動に重大な支障を生ずるおそれがあると認めるもの（以下この条において「特定支出」という。）については、その金額の合計額が各年中において次に掲げる額のいずれか少ない額を超えない範囲内で、その支出を受けた者の氏名及び住所に代えて当該支出が特定支出である旨を同項の報告書に記載することができる。この場合において、当該特定支出についてでは、同条第二項の規定は、適用しない。

一 五千万円

二 特定支出の支出があつた年分としてその政党に対して交付すべき政党交付金の額の百分の一に相当する額又はこれに相当する額として政令で定める額

2 前項の場合においては、政党の会計責任者は、第十二条第一項の報告書とともに特定支出についてその支出を受けた者の氏名及

び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した報告書

(以下「特定支出報告書」という。)を提出しなければならない。

3| 前項の規定により特定支出報告書を提出するときは、政党の会

計責任者は、特定支出について、総務省令で定めるところにより、

次に掲げる書面を併せて提出しなければならない。

一 特定支出の支出を受けた者の氏名又は住所が明らかにされる

ことによりその政党の政治活動に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる旨及びその理由を記載した書面

二 領収書等の写し(領収書等を徵し難い事情があつたときは、

領収書等を徵し難かつた支出の明細書又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し)

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 (略)

2・3 (略)

(特定支出報告書の公表)

第二十条の四 特定支出報告書を受理したときから十年を経過した

ときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該特定支

出報告書を、インターネットを利用する方法により公表しなけれ

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 (略)

2・3 (略)

(新設)

ばならない。

- 2| 前項の規定による公表は、同項の規定により特定支出報告書を
公表した日から同日以後三年を経過する日（次条第一項及び第二
項において「経過日」という。）までの間、継続して行うものとす
る。

（特定支出報告書の保存及び閲覧等）

- 第二十条の五 特定支出報告書及び第十三条の二第三項各号に掲げ
る書面は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委
員会において、経過日まで保存しなければならない。

- 2| 何人も、前条第一項の規定により特定支出報告書が公表された
日から経過日までの間、総務大臣の場合にあつては総務省令で定
めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては
当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該特定支出報告書
の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

- 3| 前項の規定により総務大臣に対して写しの交付を請求しようと
する者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付
しなければならない。

（特定支出報告書等に係る情報の公開）

- 第二十条の六 特定支出報告書又は第十三条の二第三項各号に掲げ

（新設）

（新設）

る書面（次項において「特定支出報告書等」という。）で第二十条

の四第一項の規定により当該特定支出報告書が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合には、当該特定支出報告書が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2 都道府県は、前項の規定の例により、特定支出報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

（会社等の寄附等の禁止）

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政治活動に関する寄附又は政治資金バークレーの対価の支払をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附及び政治資金バークレーの対価の支払については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附又は政治資金バークレー

（会社等の寄附の制限）

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体

の対価の支払をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 (略)

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第二十一条の二 (略)

(削る)

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、千万円を超えることができない。

2・3 (略)

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の八 政治資金パーティーを開催する者は、各年中において、同一の者から、百万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

2 (略)

に対するものを除く。) をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 (略)

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第二十二条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関する寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

(同一の者に対する寄附の制限)

第二十二条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2・3 (略)

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二条の八 政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。

2 (略)

3 何人も、各年中において、同一の者に対し、百万円を超えて、
政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

4・5 (略)

3 何人も、政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、
一の政治資金パーティーにつき、百五十万円を超えて、当該政治
資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

4・5 (略)

改正案

現行

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

第四十一条の十八（略）

（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律

（平成六年法律第四号）の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により第四号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として

公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関するもので同法第一百八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一五三 (略)

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 公職選挙法第三条に規定する公職（口において単に「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

口 (略)

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職（口において「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

ロ 特定の公職の候補者（公職選挙法第八十六条から第八十六条の四までの規定による届出により公職の候補者となつた者をいう。）又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

256 (略)